平成21年毎月勤労統計調查特別調查結果《三重県分》

1 調査の説明

(1)調査の目的

毎月勤労統計調査特別調査は、常用労働者 1 人以上 4 人以下の事業所の賃金、労働時間及び雇用の実態を明らかにして、毎月実施されている常用労働者 5 人以上の事業所に関する「毎月勤労統計調査地方調査」を補完するとともに、各種の労働施策を円滑に推進していくための基礎資料を提供することを目的とする。

(2)調査の範囲

この調査の対象は、日本標準産業分類(※1)に定める鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業(その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く)、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業(他に分類されないもの)(外国公務を除く)に属する事業所で、厚生労働大臣が指定した調査区内に所在し、常用労働者 1~4人を雇用する事業所である。

※1. 日本標準産業分類の改定(平成19年11月)に伴い、平成21年調査から表章産業を改定後の日本標準産業分類に 基づくこととしました。

(3)調査の時期

平成 21 年 7 月 31 日現在(給与締切日の定めがある場合には平成 21 年 7 月の最終給与締切日現在)の状況について調査を行った。

- (4) 主な調査事項
- ア事業所の名称、所在地
- イ 企業規模
- ウ 常用労働者の数
- エ 常用労働者ごとの次に掲げる事項
 - a 性別
 - b 通勤又は住込みの別及び家族労働者であるかどうかの別
 - c 年齢及び勤続年数
 - d 出勤日数及び1日の実労働時間数
 - e きまって支給する現金給与額
 - f 特別に支払われた現金給与額

(5) 主な用語の定義

ア 常用労働者

調査期日現在、当該事業所に在籍している労働者で、次のいずれかに該当する者をいう。

- a 期間を定めず、又は、1ヵ月を超える期間を定めて雇われている者。
- b 同一事業所に日々又は1ヵ月以内の期間を限って雇われていた者のうち、5月と6月にそれぞれ18日以上 雇われた者。

なお、いわゆる重役や理事などの役員でも、部長、工場長あるいは支店長などのように、常時事業所に出勤して、雇用者として一定の職務に従事し、一般雇用者と同じ基準で毎月給与が算定されている者は常用労働者に含める。

また、いわゆるパートタイム労働者で上記 a、bの条件を満たしている者も常用労働者に含める。

イ きまって支給する現金給与額

労働契約、労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法に基づき、毎月きまって現金で支給される給与額(超過勤務手当を含む。)のことをいう。所得税、各種社会保険料等を差し引く 以前の金額である。

ウ 特別に支払われた現金給与額

平成 20 年 8 月 1 日から平成 21 年 7 月 31 日までの 1 年間分の一時的又は臨時的に支払われた現金給与額及び 3 ヵ月を超える期間ごとに支払われた現金給与額のことをいう。主なものとして、夏季、年末の賞与がこれに該当する。

本特別調査においては、勤続1年以上の者の1人当たり平均を算出している。

工 実労働時間

労働者が実際に働いた労働時間をいい、休憩時間を含まない。1時間未満の端数については労働者ごとに30分以上は切上げ、30分未満は切捨てとしている。

(6) 利用上の注意

ア 統計表の符号について

「*」…集計対象数が少ないため公表しないもの。

「一」…該当数字がないもの。

イ 用語について

「サービス業」とは、「サービス業(他に分類されないもの)(外国公務を除く)」のことである。

ウその他

前年比及び前年差は、平成20年の結果と実数比較した上で算出している。

産業分類については、日本標準産業分類の改定(平成19年11月)に伴い、平成21年調査から改定後の日本標準産業分類に基づいている。したがって、毎月勤労統計調査地方調査結果及び平成20年以前の特別調査結果との比較にあたっては、調査産業計、建設業、製造業、卸売業、小売業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業については、改定前の産業分類と分類の範囲が同一又は類似であるが、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業(その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く)、サービス業については改定前の産業分類とは分類の範囲が異なるため注意を要する。

2 調査結果の概要

(1) 賃金

平成 21 年 7 月の月間きまって支給する現金給与額は 168,031 円で、前年比 9.8%減となった。(図 1、表 1)

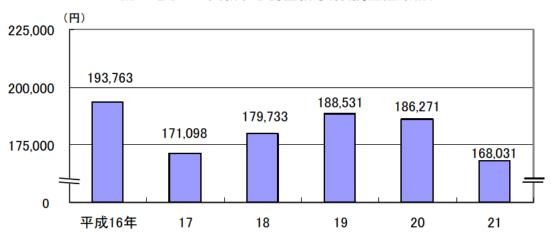


図1 きまって支給する現金給与額(調査産業計)

(2) 出勤日数と労働時間

平成 21 年 7 月における 1 ヵ月間の出勤日数は 20.5 日で、前年比 1.0 日減となった。1 日の実労働時間は 6.7 時間で、前年比 0.5 時間減となった。(図 2、表 1)

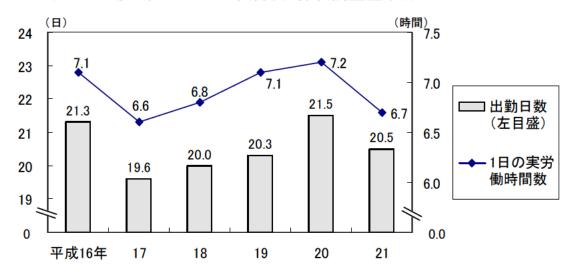


図2 出勤日数及び1日の実労働時間(調査産業計)

表 1 每月勤労統計調查特別調查統計表 (調查產業計)

	平成 20 年	平成 21 年	前年比(差)		
きまって支給する現金給与額	186,271	168,031	-9.8%		
月間出勤日数	21.5 日	20.5 日	-1.0 日		
1日の実労働時間数	7.2 時間	6.7 時間	-0.5 時間		

(3) 雇用

常用労働者の構成を産業別にみると、卸売業,小売業が27.6%と最も多く、次いで宿泊業,飲食サービス業18.2%、建設業9.0%、医療,福祉8.7%の順となった。

男女別にみると、男性は卸売業,小売業が27.1%で最も多く、次いで建設業19.3%、女性は卸売業,小売業が27.9%で最も多く、次いで宿泊業,飲食サービス業24.8%の順となった。(図3)

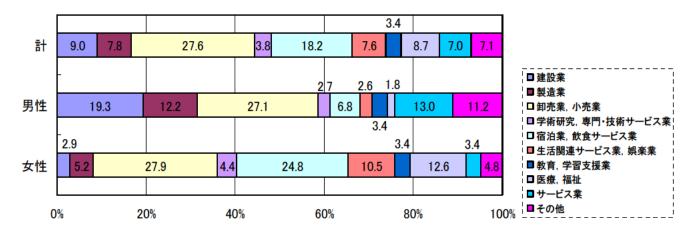


図5 労働者の性別産業構成比

注)数値は小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100にならない場合がある。

「その他」は、鉱業,採石業,砂利採取業、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸業,郵便業、金融業,保険業、不動産業, 物品賃貸業、複合サービス事業の合計である。

(4) 全国結果との比較

きまって支給する現金給与額は、三重県が 168,031 円、全国が 185,402 円となり、三重県が 17,371 円下回った。 月間出勤日数は、三重県が 20.5 日、全国が 20.8 日となり、三重県が 0.3 日下回った。

1日の実労働時間数は、三重県が6.7時間、全国が7.1時間となり、三重県が0.4時間下回った。(表2)

	三重県	全国	全国との差 (三重県-全国)
きまって支給する現金給与額	168,031	185,402	-17,371 円
月間出勤日数	20.5 日	20.8 日	-0.3 日
1 日の実労働時間数	67 時間	7.1 時間	-0.4 時間

表2 全国結果との比較